

論文の和文要旨

論文題目	近代ドイツにおける女性・子どもへの「生存配慮」と家族規範 —1880年代～1920年代のハンブルクを事例として—
氏名	馬場 わかな

本研究は、国家による「生存配慮」、とりわけ職業に従事していない女性や子どもを対象とする扶助のあり方を解明する作業を通じて、健康と労働が切り離され、健康そのものに価値が見出されるようになった20世紀ドイツ社会の特徴について考察することを目的としている。

ドイツでは1880年代、世界に先駆けて近代的な社会保険制度が整備された。これは、「雇主・被用者・国家によって全国的に組織された包括的で強制的な連帯共同体」であり、「労働者の大衆的宿命としての貧困と不幸を和らげ、さらに決定的に駆逐するチャンスを生んだ」が、基本的に男性を中心とする単独稼得者モデルに依拠しており、職業に従事していない女性や子どもはその対象には含まれなかった。1910年代の社会保険立法化第二波によって社会保険は拡充され、「労働者保険の大衆化」、「国民保険化」が進展するが、義務給付とされたのは被保険者本人が対象となる場合のみであり、依然としてその適用範囲は限定されていたのである。このように、第二帝政期の社会保険制度の下では、病気をはじめとする生活上のリスクからの救済は労働と密接に結びついていた。

他方、ドイツでは1890年代以降、国家や自治体による伝統的な貧民扶助に加えて、「社会的扶助」と呼ばれる、救済の枠ではとらえられない特定の問題に対処するためのさまざまな扶助が自治体によって展開されるようになっていた。保健扶助、青少年扶助、住宅扶助、失業扶助といった自治体による一連の社会政策は、それまで公的救済事業が行い得ない予防的介入を通じて、それを補完する役割を果たしていた民間慈善事業に対して、再組織化の必要性を生じさせた。こうして、組織的、継続的なものではなかったとはいえ、官民双方の協働関係が模索されるようになったのである。このような官民の関係は、第一次大戦を機に決定的に変化する。第一次大戦によって、社会的扶助の領域は大幅に拡大し、伝統的な貧困層・下層民のみならず、貧困化した中間層も含む、広範な住民を対象とするものへと変化したのである。そして、第二帝政期においてはこの領域において積極的ではなかったライヒが、大戦期以降、財政上・運営上の所轄機関となり、社会国家の成立へと至る。

社会国家に関する最初の重要な歴史研究を行ったG・A・リッターによれば、社会国家は「工業化や都市化が進んだ結果ますます複雑になる社会や経済の諸関係を調整する必要の増大…に

たいする対応」(リッター)であり、とりわけ、「家族が生存への配慮で果たす伝統的役割が減」ったことへの対応が社会国家の成立をもたらしたとされる。とりわけ工業化やそれに伴う都市化が進展した地域では、中世や近世において家族や親族が果たしていた社会的セイフティネット機能は確かに低下した。しかし、ヴァイマル末期には、被保険者本人の疾病、労災、廃疾・老齢、失業に加え、遺族や家族成員の疾病、出産などもカバーする、より包括的な社会保険が整備されるに至っている。社会国家は、個人レベルでの社会的安定の確保や格差の是正を引き受けただけでなく、その個人が属する家族という単位を回復・維持・強化する方向にも作用していたのである。すなわち、「健康＝労働可能であること」という価値観に基づいて、福祉が労働能力の回復のためだけに提供されていた19世紀的な社会とは異なり、20世紀的な社会は、健康であることそのものに価値を付与しただけでなく、それを家族にも拡大したのである。

以上を踏まえ、本研究では、社会保険制度が成立した1880年代から1920年代までの時期における、職業に従事していない女性や子どもを対象とした扶助のあり方を解明することを第一の課題とする。扶助、とりわけ民間慈善団体による扶助の歴史叙述は、第一次大戦をもって終了することが多いが、本研究では、1920年代までを分析対象期間とする。それは、1929年における家族手当の義務化を、社会国家の理念が現実の制度へと結実したことの一つの重要なメルクマールと位置付けているためである。本研究では、第二帝政期とヴァイマル期を連続的に分析することを通じて、保険と扶助という社会国家を構成する重要な二つの核の関係性を照射したい。なお、本研究が事例の対象とするのは、首都ベルリンに次いでドイツ第二の都市であったハンブルクであり、女性については社会的扶助の一つである在宅看護・家事援助、子どもについては小児病院に焦点を絞って分析を進める。

本研究の第二の課題は、女性や子どもを対象とする扶助を成立させた背景にあった家族規範、あるいはそれを通じて社会全体に浸透させられた家族規範について解明することである。小児病院という事例からは、家族全体が貧困に陥ることを予防するためのもの(予防的救貧)として子どもを専門に扱う病院が創設されるに至ったこと、時代の経過とともに救貧という性格は薄れたものの、診療・入院費の支払いを通じて、家族規範が再生産された過程が明らかになる。

在宅看護・家事援助という事例も、19世紀末から20世紀初頭にかけての家族規範を照射することが可能である。在宅看護・家事援助という扶助の下で想定され、規範として追求されたのは、父親、母親、子どもから構成される核家族であり、それぞれの成員が経済的・社会的に割り当てられた家族内役割を果たしている家族であった。すなわち、稼得者たる父親、家事や育児に責任を負う母親、子どもという家族である。もちろん現実には、成員のいずれかが欠けた家族や、各々に求められた家族内役割を果たせない成員を抱えた家族など、多様な家族形態があったと考えられる。このような家族は「問題家族」とみなされ、「標準化」の対象となったのである。在宅看護・家事援助は、「問題家族」の一形態である、主婦や母親としての役割を果たせない女性を抱えた、もしくは主婦や母親のいない家族に対して、家事や育児の代行を通じて、その家族全体を支援するものであった。

この二つの課題を明らかにするために、本研究ではまず、ハンブルクの政治・経済・社会的状況

を概観した後(第1章第1節)、本研究のテーマに関連する医療・保健衛生制度と救貧制度の変遷を辿る(同第2節)。

次いで第2章では、ハンブルクで最も古い歴史をもつザンクト・ゲオルク小児病院を事例として、子どもに対する包括的な「生存配慮」が未だ存在せず、その対象がその時々々の状況や問題関心に応じて変化していた成立前後の社会国家のあり方(病気の子どもをめぐる包摂と排除のあり方)や、診療・入院費の負担を通じて家族規範が再生産される過程を分析する。

第3章、第4章では、それぞれ第二帝政期、第一次大戦中からヴァイマル期にかけての在宅看護・家事援助を扱う。主に第二帝政期に活動を展開していたハンブルク在宅看護・家事援助協会という事例からは、主婦や母親としての役割を果たせない女性を抱えた家族(=「問題家族」)が在宅看護・家事援助によって「標準化」され、近代的な家族形態として社会国家へと包摂されていく過程が明らかになる。この在宅看護・家事援助協会は民間のイニシアティブによって始められたものであったが、創設当初から救貧局と密接な関係にあり、予防的救貧という役割を付与されていた。発生した貧困に事後的に対処するいわゆる貧民扶助と貧困リスクに予防的に対処する扶助という救貧分野における官民両セクターの補完関係を解明するとともに、保険を補完する扶助のあり方やそこにみられた家族規範について考察するのが第3章の目的である。

続く第4章ではまず、第一次大戦の勃発に伴うライヒによる「生存配慮」の拡大や戦後のインフレによって、ハンブルク在宅看護・家事援助協会が活動領域の変化を余儀なくされ、最終的には解散へと至る過程を辿る。大戦とインフレはまた、貧困化した中間層をも生み出し、より広範な社会階層を対象とする福祉の必要性が増大していた。その一方で、1920年代のドイツでは、急性感染症による死亡が減少し、慢性疾患による死亡が増加する疾病構造転換が進展する。この人口学的変化は、第二帝政期から漸次的に生じていた病院の収容定員超過状態の深刻化や高齢化という新たな問題を生じさせた。このような戦後の新たな状況を背景として、ハンブルクでは、病気や高齢の主婦や母親を主な対象として、在宅看護・家事援助が再開される。このヴァイマル期の在宅看護・家事援助は、第二帝政期の協会以上に半官半民という性格を色濃く帯びており、財源を確保する手段として、疾病金庫との連携が模索される。在宅看護・家事援助の提供を任意給付の1つとするライヒ保険法などの諸法律やそれをめぐる解釈論争を詳細に分析した上で、ハンブルクにおいては最終的に扶助という形が選択されたことを明らかにする。

以上のように、本研究は、第二帝政期からヴァイマル期までを連続的に扱うことで、保険と扶助の関係性や家族規範のあり方という観点から、ドイツ社会国家史研究に一石を投じる試みである。